



今月の特集「大阪市！古紙・衣類の分別始まります！」

大阪市では、平成25年2月1日から資源化が可能な「古紙・衣類の分別収集」が始まります。排出状況等を調査、検証する必要があるとの事で、まずは地区限定（北区・都島区・中央区・浪速区・東成区・生野区）で段階的に実施する事が決定しました。他の地区につきましては、平成25年10月より開始されます。対象品目は6種類、分別や排出方法が守られない場合、大阪市の回収する家庭ごみではシールを貼つて残置する事になってしまいます。それにともない、許可業者が収集する「事業系ごみの一般廃棄物」も分別して頂く事が必要となります。**平成25年10月1日からは、大阪市の焼却工場への搬入が禁止**になりますので、紙ごみの分別を徹底して頂くよう、ご協力をお願い申し上げます。



## 【大阪市環境局からの通達】

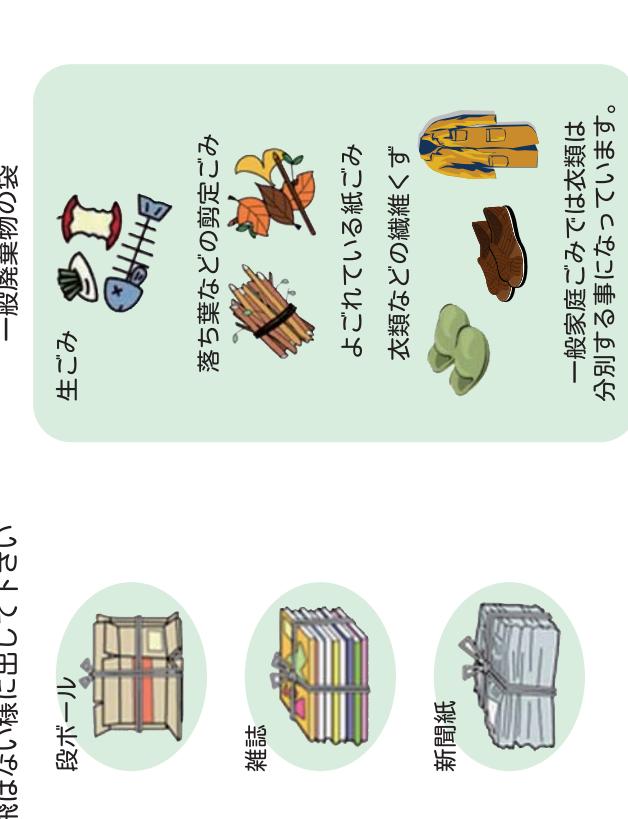
平成25年10月1日から  
資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁じします。

各事業所の皆さんには、限りある資源の有効活用といった観点からも紙類のリサイクルを促進し、ごみ減量に努めてください。紙類のリサイクルにあたっては、各事業所での分別を徹底していただき必要です。具体的な分別方法や排出方法については、現在契約中の許可業者もしくは再生資源（リサイクル）事業者にご相談ください。また、ビル所有者やビル管理者のみなさまには、入居者の方々への周知、徹底をよろしくお願ひいたします。

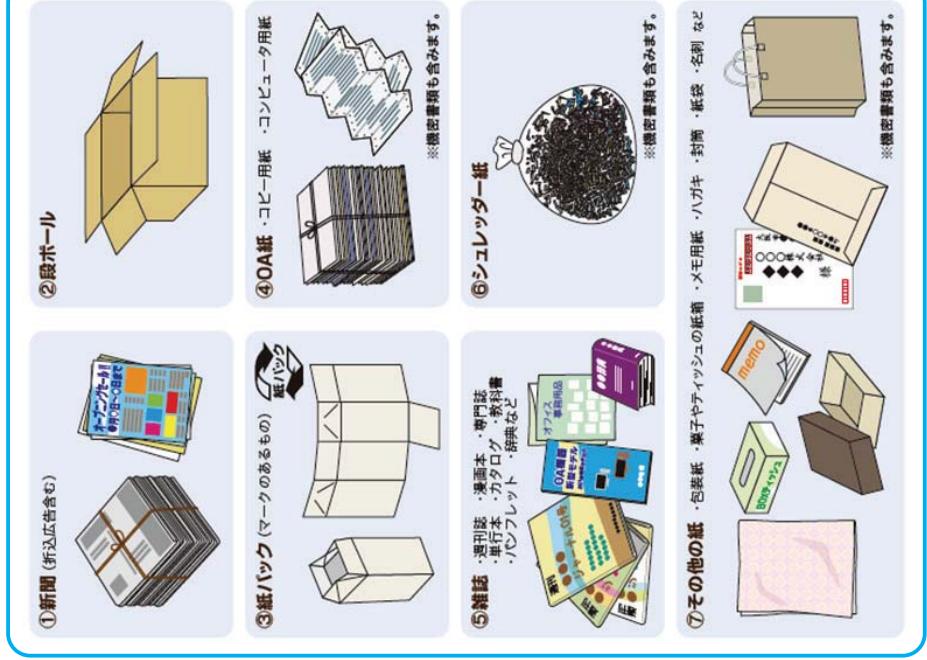
(弊社からのお願い)  
事業系一般廃棄物用

用意願い】

\*マルチスクリーンに透明のリバウンドを入れてください。



搬入禁止の対象となるもの（資源化が可能な品目）



搬入禁止の対象となるなしもの（資源化ができない品目）

